【資料１】

新潟市障がい福祉課
平成 26 年 10 月 16 日
第 12 回条例検討会資料

第１１回条例検討会のまとめについて

１．意見（12）「何が差別にあたるか明確にするため、差別禁止の各論的規定を設けるべき」という意見に対する再検討（案）

【主な意見】

○　条例に盛込むべきという意見

・差別する側が何が差別であるかを知ること、差別される側が自分が受けた対応が差別に当たるかどうかを知るためには、具体的な差別の内容が提示されることが必要。

・現時点での物差しとして各論的規定を設ける。その上で、見方が変わる可能性があるので３年後・５年後に見直すという規定を設けてはどうか。

・障がいが多様である以上、そのすべてを条例に盛り込むことは不可能。どこをガイドラインにして、どの枠を条例に載せておくかという問題。

○　ガイドラインに盛り込むべきという意見

・障害者差別解消法に係る国の基本指針、各分野別の対応指針が明らかになっていない。国の基本指針を参考にして、ガイドライに盛込むべきではないか。

・差別のありようは非常に多様なため、条例という硬い形の中に各論を置いているのは筋が違うのではないか。国が採用したガイドラインという柔軟な方法のほうが多様な事例を拾い出すことができて適当ではないか。

○　その他

・各号については、検討会に参加されている事業者の方によくご検討いただいて、いいものにしていただきたい。

・第５条（８）の情報提供のところは、簡略化したがゆえに意味が伝わらないという感じがある。

【再検討（案）】

意見を踏まえ、第５条第１号から第９号に差別禁止の各論的規定を盛込みます。ただし、条例には一般的な規定を盛込むこととし、ガイドラインには具体的にイメージできるものを盛込みます。

２．意見（17）（18）「合理的配慮は、民間事業者も市と同様に法的義務にすべき」という意見に対する再検討（案）

【主な意見】

○　義務規定とすべきという意見

・民間事業所に対して努力義務にした場合、努力したけれどもしないという方向になってしまう恐れがある。法的義務にしなければ改善されない。

・どうすれば効率よく配慮ができるのか、あるいは配慮をするために資金が必要であれば補助が受けられるとか、そういった制度を作ることが前提で法的義務に賛成。

・いきなり義務というのは少しきつい。条例の周知期間を担保するという意味で、経過措置を設けたらどうか。

・法的義務としたとしても、やっていないからだめ、やりなさいというような強制的なやり方ではなく、何だったらできるのか、どうしてできないのかというところを丁寧に話し合い、互いに理解を深める必要がある。

・法的義務イコールコストがかかるということではない。最初から大規模改修を求めているわけではなく、少し工夫して自分たちが出来る範囲で合理的配慮を提供するきっかけになればいい。そのため、消極的な努力義務規定ではなく、法的義務とすべき。

・合理的配慮というのは過剰な負担が生じる場合には課せられない、できる範囲の配慮を行おうというもの。これを法的義務としても、その違反に罰則を設けなければ、それほど窮屈ではない、みんなが共に生きやすい社会、配慮のできる社会になるのではないか。

○　努力義務規定とすべきという意見

・民間施設の設備面の問題等、小規模事業所ではなかなか対応できないケースもあると考えられるため努力義務規定でお願いしたい。もし法的義務にするのであれば、小規模事業所でも対応できるよう行政からの支援が受けられるということが確実に行われないと難しい。

・合理的配慮の不提供の禁止について、民間事業者を法的義務とした場合、正直、経済的にも無理な場合が出てくると思う。

○　その他

・法的義務と努力義務規定との間でそれぞれの義務を規定したときに、義務を受け取る側の行動がどう変わるのか。それから、それぞれの義務に違反した場合、何が違うのかについて、整理する必要がある。

・差別解消のための第三者機関というのは、話し合いによる相互理解の場、あるい

は調整の場であることをはっきりと示す必要がある。

【再検討（案）】

民間事業者に対する合理的配慮は、基本的には法的義務の方向とします。ただし、話し合いによる相互理解、支援策あるいは猶予期間、附帯事項などをつけて、事業者の方々の不利益にならない方向で検討します。

次回、法的義務と努力義務規定の違い、他都市での効果を確認して、再度検討します。

３．意見（46）「公表は、社会的属性を公にする危険な措置であり、弁明の機会もないことから止めてもらいたい」という意見に対する再検討（案）

【主な意見】

○　公表に対する意見

・弁明の機会、改善する機会を与え、それも受け付けない差別事案というのは、こういう事案ですということを市民に伝える必要がある。

・勧告に従わない方の氏名や住所・対象事案等を公表で明らかにする。

・公表までの手続きについて、もっと慎重に行っている他都市の例があれば、聞かせていただきたい。

○　その他

・調整委員には、弁護士などの法律の専門家になってもらうべき。

・調整委員会については、業者の利益代表者など様々な立場の方を選び、慎重に審議するような会にしていただきたい。

・たたき案では、差別に該当するか否かの事実認定をどの場面で行うのか規定されていない。きちんと条文に盛り込むべき。

【再検討（案）】

第１３条・第１７条・第１８条第２項第１号において、弁明の機会を設けておりますが、公表については、手続きに慎重を期す必要があると考えています。

次回、他都市の公表までの手続きを確認して、再度検討します。

４．意見（47）～（49）「条例に罰則規定を盛込むべき」という意見に対する再検討（案）

【主な意見】

・罰を与えて怖いから差別をしないのではなく、基本的には対話路線で相互理解を深めていくべき。

・いろいろな場面で話し合いをして折り合いをつけていくことが非常に大事。また、周知啓発・研修により理解を深めることが大事。罰則は、相互理解に繋がらない。

・紛争解決機関が解決した事例を示し、見えないやりとりを明らかにする必要がある。

・相当悪質な場合は、司法や警察に引き渡すことも考えられる。

【再検討（案）】

第三者を交えた話し合いを通じて、互いに理解し協力しあい、すべての人が暮らしやすい社会をつくるという視点に基づき、条例に罰則は設けないことが適当と考えています。

調整委員会で解決した事例を市民に周知することで、情報共有を図ります。

５．意見（92）「前文・基本理念を条例に盛込むべき」という意見に対する再検討（案）

【主な意見】

・障害者差別解消法があるのに、なぜ新潟市が改めて条例を作るのかという考え方を前文や基本理念で謳う必要がある。

・施策審議会の部会報告書を勘案して盛込むべき。

・前文には、「現に差別はある」ということを必ず盛り込んでいただきたい。

【再検討（案）】

施策審議会部会報告書などを参考にして、前文・基本理念を盛込むこととします。

６．意見（93）「ハラスメントの規定を条例に盛込むべき」という意見に対する再検討（案）

【主な意見】

・相談機関がハラスメントに関する相談に対応することをきちん明記すべき。

・京都府条例のように、地域相談員・広域相談員などの具体的な相談体制を規定すべき。

・ハラスメントが重大な問題（うつ病等）に発展する可能性もあることから、規定すべき。

【再検討（案）】

・ハラスメントの規定を盛込むこととします。